

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 犯罪被害者等支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 県民生活課 交通安全・コミュニティ係 電話番号：058-272-1111(内3015)

E-mail : c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 4,421 千円 (前年度予算額： 4,552 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	4,552	1,672	0	0	0	0	0	0
要求額	4,421	1,672	0	0	0	0	0	0
決定額								

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

犯罪被害者及びその家族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、これまで社会の中で適切な援助を受けられず孤立してきた。ある日突然、犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減や犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会を実現する必要がある。

そのため、令和4年3月に策定した岐阜県犯罪被害者等支援計画に沿って、犯罪被害者等に適切な支援を途切れることなく提供する体制の整備や困難を抱える法的・精神的・経済的支援を実施する。

(2) 事業内容

○犯罪被害者等支援体制整備事業

- ・総合支援窓口の充実（支援コーディネーターの設置）
- ・市町村相談窓口に対する支援
- ・犯罪被害者等支援調整会議の開催
- ・専門家（弁護士・臨床心理士・社会福祉士）による無料相談

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県犯罪被害者等支援計画に基づき必要な各種支援事業を実施する。令和7年度より、警察庁において、コーディネーターに対する交付金制度（補助率5/10）の導入された。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	462	専門家相談報酬
旅費	179	費用弁償
需用費	220	コピー代
役務費	117	郵送料等
委託料	3,344	総合支援窓口業務
使用料	99	相談室使用料
合計	4,421	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】

2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

5 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県犯罪被害者等支援計画】

第4章 犯罪被害者等支援に向けた施策

第1節 支援等のための体制整備への取組み

(2) 国・他県の状況

全都道府県で犯罪被害者等の支援に関する条例（盛込型含む）を制定しており、その条例に基づいた事業を実施している。

(3) 後年度の財政負担

犯罪被害者支援策の検討状況を見ながら事業内容について検討する。

(4) 事業主体及びその妥当性

犯罪被害者等に対する県民の理解と協力を促し、地域全体で犯罪被害者等を支える、安心して暮らせる地域をつくるため、県がその主体的役割を強く発信することが妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

犯罪被害者等を支えていく県民の気運の醸成を図り、犯罪被害者一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援に、関係機関をはじめ、社会全体で取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

犯罪被害者等支援に直接対応するコーディネーターの設置や専門家相談を行うものであり、指標を設定することになじまない。

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年 度	無料法律相談：2回、無料カウンセリング：2回 加害者が逮捕されると、加害者側弁護士から直接被害者に連絡が入るため、無料法律相談では加害者側弁護士への対応の仕方や裁判のことなどを相談し、弁護士からの助言を受けることができる。 また、特に性犯罪の被害者に対するカウンセリングは極めて重要であり、いずれの相談もコーディネーターがタイミングを見極め、速やかに関係機関と連携を行い実施することで、必要な支援につなげている。
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 5 年 度	無料法律相談：1回、無料カウンセリング：3回 加害者が逮捕されると、加害者側弁護士から直接被害者に連絡が入るため、無料法律相談では加害者側弁護士への対応の仕方や裁判のことなどを相談し、弁護士からの助言を受けることができる。 また、特に性犯罪の被害者に対するカウンセリングは極めて重要であり、いずれの相談もコーディネーターがタイミングを見極め、速やかに関係機関と連携を行い実施することで、必要な支援につなげている。
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 6 年 度	無料法律相談：1回、無料カウンセリング：1回 加害者が逮捕されると、加害者側弁護士から直接被害者に連絡が入るため、無料法律相談では加害者側弁護士への対応の仕方や裁判のことなどを相談し、弁護士からの助言を受けることができる。 また、特に性犯罪の被害者に対するカウンセリングは極めて重要であり、いずれの相談もコーディネーターがタイミングを見極め、速やかに関係機関と連携を行い実施することで、必要な支援につなげている。
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	犯罪被害者等は、犯罪等による身体的、経済的などの直接的な被害にとどまらず、心身の不調や生活上の問題、周囲の配慮に欠けた対応による二次被害など幅広く苦しめられる問題が生じており、犯罪被害者等の支援を総合的に検討し、実施に向けた調整を行う本事業は必要性が高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
(評価) 2	市町村からも積極的に被害者支援に関する問い合わせが入るなど、県や県警、犯罪被害者等早期援助団体と各市町村や関係団体が連携した関係作りができる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
(評価) 1	特になし

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

犯罪被害者等支援は、今まで支援が遅れていた分野で、全国的に支援を充実させていく流れであり、被害者等のニーズや他県の動向を注視しながら施策を検討していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

犯罪被害者等が直面する課題は多く、ニーズと効果を検証しながら必要な施策について検討を重ねる必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	